

労働基準広報 No.2139 2023 7/11

CONTENTS

特集 三位一体の労働市場改革の指針 ————— 8

職務給の導入や成長分野への労働移動の円滑化等で賃金が上昇する仕組みを作る

(編集部)

●相談です！ 弁護士さん ————— 22

相談66「対象は『会社が必要と認めた者』です…」
～定年後の雇用継続の考え方～

あらためて60歳定年後継続雇用制度に問題がないか確認する必要がある

(執筆/弁護士・倉茂尚寛(ユナイテッド・コモンス法律事務所)
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●労働判例解説/日本郵便事件 ————— 28

(札幌地裁 令和4年12月8日判決)

保険販売員の懲戒解雇事由が否定され解雇無効とされた事案

契約者に不利益の説明していた等から懲戒解雇事由を否定

(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●労務資料/令和4年 賃金構造基本統計調査結果

② ～一般労働者の賃金②～ ————— 41

都道府県別の最高は東京の37万5500円

(厚生労働省調べ)

●NEWS ————— 1

◆ 「仕事と育児・介護の両立支援研究会」が報告書/小学3年修了まで看護休暇延長など提言

◆ 2023年度 第1回 雇用政策研究会/5年度中に労働力推計を踏まえた報告書まとめる

◆ 第1回 公的職業訓練の研究会/対象者・仕上がり像整理し結果は予算要求反映も

◆ 第24回 過労死等防止推進協議会/14次防受けるメンタル対策実施80%以上などを設定

ほか

●本誌読者アンケート ————— 21

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ② ————— 46
(労働評論家・飯田康夫)

●わたしの監督雑感 ————— 54
長野・長野労働基準監督署長 柴崎正彦

●労務相談室だより ————— 56

アンケートへのご協力をお願いします(21ページ)

労務相談室

回答者

労災保険法 [通勤災害での怪我の通院のため休んだ日]	労災保険の給付は	————— 48	特定社労士・丸島和恵
休業・休職 [私傷病休職中の者に勤務してもらいたい]	短期間なら可能か	————— 50	弁護士・山口毅
賃金関係 [退職金の算定基礎としない基本給を新設]	注意点などあるか	————— 52	弁護士・岡村光男